

多重債務は早めに解決を！

一般的に、サラ金やクレジットの利用により発生した債務が本人の返済能力を超え、さらには債務返済のために新たな借金をするなど、債務が雪だるま式に増えてしまうことを「多重債務」といいます。

その原因としては遊興費のための借金、クレジットカードの利用による自己返済能力を超えた商品購入などがある一方で、不況や企業倒産・リストラなどの収入減による生活苦からサラ金を利用しているうちに支払困難になったというようなケースもあり深刻です。

多重債務問題は、法律家に相談することで取り立てがすぐ止められ、債務整理することで借金返済のための借金を重ねることがなくなり解決ができます。まずはご相談ください。

相談機関

相談内容	機関名	電話番号	相談時間帯
消費生活・契約に関する相談	徳島県消費者情報センター 徳島市新蔵町2丁目5 徳島経済センタービル1F	消費者110番 ☎088-623-0110	月～金 8:30～17:00
債務整理をする場合（要予約）	徳島弁護士会クレサラ法律相談 徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館	予約番号 ☎088-652-5768 9:00～17:00(月～金)	毎週月曜日 13:00～16:00 (無料相談)
	法テラス徳島（日本司法支援センター徳島地方事務所） 徳島市新蔵町1-31 徳島弁護士会館4F	予約番号 ☎050-3383-5575 予約時に所得等についてお伺いします。 9:00～16:00(月～金)	月～金 15:00～16:00 月曜日のみ司法書士による相談 民事法律扶助 (扶助相談は無料)
	司法書士総合相談センター 徳島市南前川町4-41 司法書士会館2F	予約番号 ☎088-657-7191 10:00～15:00(月～金)	毎週水曜日 15:00～17:00 (無料相談) 毎週木曜日 17:30～19:30 (有料相談)
悪質な取り立てやヤミ金融について	徳島県警察総合相談センター 徳島市万代町2丁目5	県民の声110番 ☎088-653-9110	24時間相談受付
市町村役場窓口	役場総務企画課 ☎77-3611 支所住民室 ☎78-2211		

配偶者暴力防止法の改正について

配偶者暴力防止法が平成20年1月11日から変わります。

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成19年通常国会で成立し、7月11日に交付されました。

改正の主な内容 - 保護命令制度の拡充 -

1. 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令
2. 電話等を禁止する保護命令
面会の要求
行動の監視に関する事項を告げること等
著しく粗野・乱暴な言動
無言電話、連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
夜間（22:00～6:00）の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く）
汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等
名誉を害する事項を告げること等
性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等
3. 被害者の親族等への接近禁止命令

詳しくは、徳島県女性支援センター（☎088-652-5503）